

まん延防止等重点措置の指定に 伴う本県の対応

令和3年4月16日

まん延防止等重点措置等の概要

- 1 まん延防止等重点措置を実施する区域（措置区域）
横浜市、川崎市、相模原市
- 2 措置を実施する期間
令和3年4月20日から令和3年5月11日（22日間）
- 3 実施する措置の内容
 - 県民への要請
 - 事業者への要請
 - 措置の実効性を確保する取組
 - 飲食店の訪問と神奈川らしい新たな認証制度のイメージ
 - 医療提供体制の確保等の取組
 - 県機関の取組及びその他の取組

県民への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
生活や健康の維持のために必要なもの

○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)をしない

○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

事業者への要請（飲食店等（「別表1」））

措置区域 （横浜市、川崎市、相模原市）	その他の区域
○営業時間の短縮要請（法第31条の6第1項） 【時 間】20時まで（酒類の提供は11時から19時まで）	○営業時間の短縮要請（法第24条第9項） 【時 間】21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）
○まん延防止等の措置（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止 ・ 措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保など飛沫感染防止に効果のある措置 	○まん延防止等の措置（法第24条第9項） <p style="text-align: center;">同左</p>
○必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への命令（法第31条の6第3項） ・ 要請・命令時の公表（法第31条の6第5項） ・ 命令のための立入検査等（法第72条） ・ 命令違反等に対する過料（法第80条） 	
○全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項） ○飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請（法第24条第9項）	

別表 1

法第31条の6に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）

施設の種類	施設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

事業者への要請(その他の施設(「別表2」))

措置区域 (横浜市、川崎市、相模原市)	その他の区域
○営業時間短縮の協力依頼 【時間】20時まで	○営業時間短縮の協力依頼 【時間】21時まで

施設	
運動施設、遊技場	・人数上限5,000人、かつ、収容率要件※以下とすること。 ※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

別表 2

法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

施設に人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設(別表2)については、時短営業等について働きかけを行う。

施設の種類	施設
遊興施設	(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途国が通知する施設を除く。)
運動、遊技施設	運動施設又は遊技場
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、博物館、美術館又は図書館
商業施設	物品販売業を営む店舗(1,000平米超) サービス業を営む店舗(1,000平米超)

事業者への要請（イベントの制限）

措置区域 (横浜市、川崎市、相模原市)		その他の区域											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <td rowspan="3">5,000人</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 </td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)		
収容率		人数上限											
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人											
<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 												
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)												
※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。													
<p>○営業時間短縮の協力依頼 【時 間】20時まで</p>		<p>○営業時間短縮の協力依頼 【時 間】21時まで</p>											
<p>○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請 ○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p>													

その他事業者への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

○ テレワークの徹底 等

- 「出勤者数の7割削減」について働きかけを行う。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

○ 大学や学校への要請

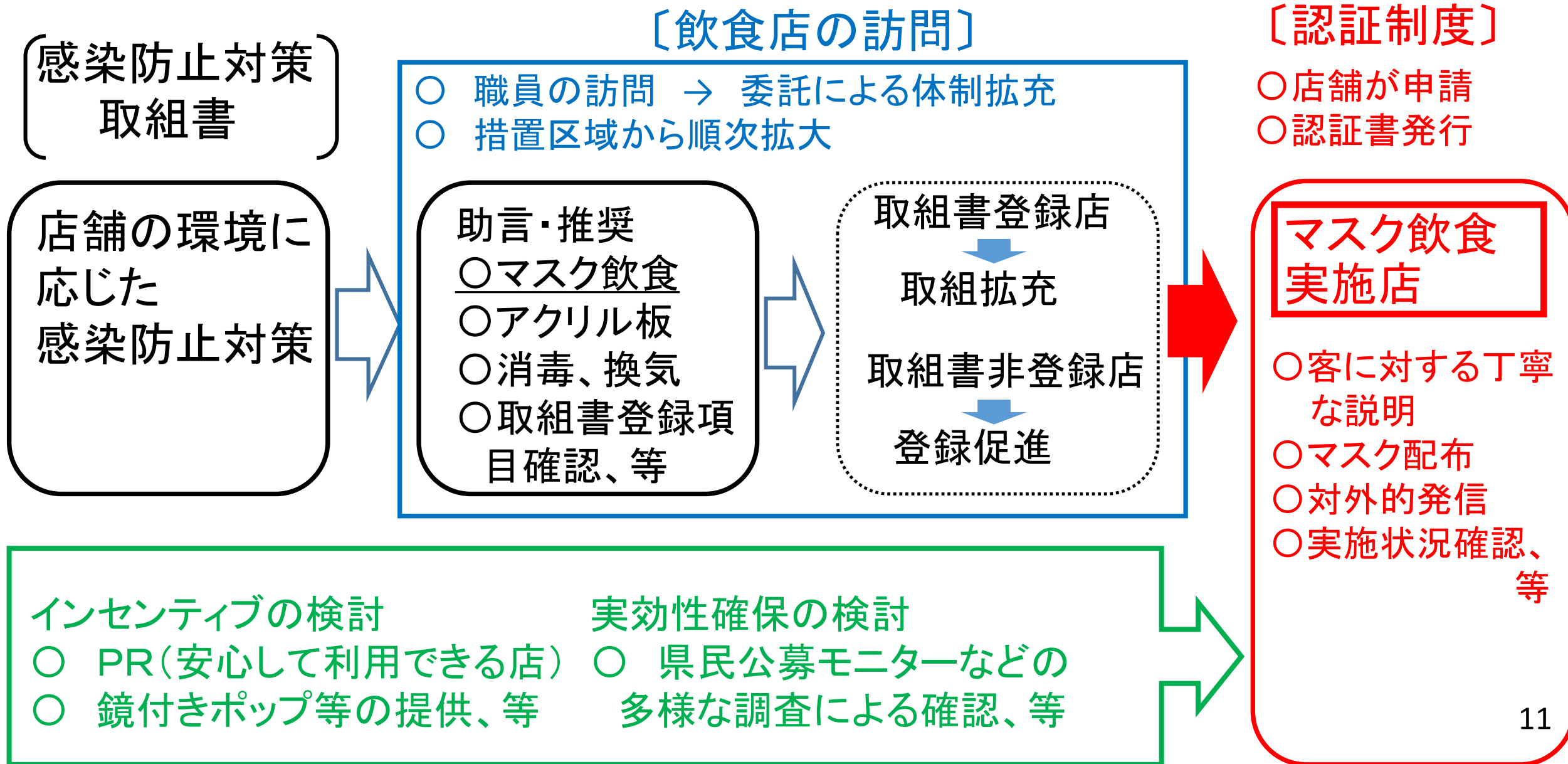
- 大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。
- 感染防止のための所要の措置を講じることを要請する。
- 特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

措置の実効性を確保する取組

県内全域(措置区域+その他区域)

- 時短要請に対応する協力金の支給
 - 新たに規模別協力金制度を導入(売上高方式又は売上高減少額方式)
 - 措置区域: 中小企業4~10万円/日、大企業0~20万円/日
 - その他の区域: 中小企業2.5~7.5万円/日、大企業0~20万円/日
 - 支給条件
 - 感染防止対策取組書等の掲示、マスク飲食の推奨
- 個別店舗に対し、時短の協力依頼、感染防止対策の取組状況の確認、マスク飲食実施店制度の啓発
- あらゆる広報媒体を通じた外出自粛要請の周知

飲食店の訪問と神奈川県らしい新たな認証制度のイメージ



医療提供体制の確保等の取組

県内全域（措置区域及びその他区域）

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。（最大確保病床の増床 1,555床⇒1,790床）
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。（後方支援病床の充実：昨年末205床⇒現在605床）

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設（約500室）を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

県機関の取組及びその他の取組

県内全域(措置区域＋その他区域)

○ 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って県民利用施設の休館等の対応を行う。

○ その他の取組

- ・ まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- ・ 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。